

見える化通信

デジタル共生社会の実現に向け 情報アクセシビリティの確保を



デジタル化の進展は障がいのある人の様々な活動の拡がり期待される一方で、情報アクセシビリティに配慮されていないICT環境が利用の障壁ともなっています。すべての人がデジタル化の恩恵を受けられるよう環境整備に取り組むことが求められます。

電機連合 総合産業・社会政策部門

加盟組合からの声

今年3月、ある加盟組合から電機連合に要望が寄せられました。「ほぼ全盲の組合員がPCを使う際に画面の文字を読み上げる音声ソフト（スクリーンリーダー）を活用しているが、音声ソフトに対応していないものも多く、業務に支障をきたしている。情報アクセシビリティが図られるよう国が率先して法整備等を進めてほしい」との内容でした。



アクセシビリティとは「利用のしやすさ」のことで、ICT機器やサービス等の情報アクセシビリティの確保は、開発企業の自主的な取り組みに委ねられています。私たちの働く職場でもデジタル化やクラウド化*が急速に進んでいる中、情報アクセシビリティに配慮されていない環境が利用の障壁となり、とりわけ障がいのある人を困難な状況に追い込んでしまう実情があります。

*自社内に機器を設置して運用してきたシステムから、ネットワークを通じて外部の事業者のクラウドサービスを利用する方式への移行。自社内のシステムをカスタマイズできないため、クラウド化によりサービスが利用できなくなったケースもある。

法整備が進むアメリカ、EU

諸外国では法整備が進められています。アメリカでは公共調達するICT機器・サービスは障がい者がアクセス可能となるよう義務化されており、そのための技術基

準も示されています。また民間については電気通信法で定められ、公共調達と同じ技術基準です。さらに欧州では公共調達、民間に関わらずアクセシビリティの対応を求める、欧州アクセシビリティ法（以下、EAA）が2019年に成立し、同時に技術基準も示されました。EU加盟国はEAAをベースに国内法を制定し、2025年までに全面施行しなければなりません（図表）。

■図表 情報アクセシビリティ確保に関する外国と日本の法体系

	米国	EU	日本
一般法	● 障がいを持つアメリカ人法 (ADA)	● 各加盟国が独自に法律等を規定 ● 2010年平等法(イギリス)	● 障害者基本法、 ● 障害者差別解消法 ▶ 改正法成立(2021年5月) 民間事業者に合理的配慮を義務化。
主な個別規定	● リハビリテーション法 508条 ▶ 連邦政府が調達するICT機器・サービスは障がい者がアクセス可能とする義務を規定 ● 電気通信法255条 ▶ 電気通信機器・サービスは障がい者がアクセス可能とする義務を規定	● 欧州アクセシビリティ法 (EAA) ▶ 加盟国ごとに異なっている製品・サービスに関するアクセシビリティ要件を統一・義務化 ▶ 2025年までにEU加盟国は国内法を整備	
技術基準	● 508条技術基準 ▶ 連邦政府が調達するICT機器・サービスに関する技術基準	● 欧州規格 EN 301 549 ▶ 欧州におけるICT製品及びサービスの公的調達に適したアクセシビリティ要件	● (参考) JISS0020規格 ▶ 共用品・共用サービスについて、39の7つのアルガイ規格(情報通信基金・ソフトを含む)を集約

出所：総務省「デジタル活用共生社会実現会議・ICTアクセシビリティ確保部会」資料を基に電機連合作成

改正障害者差別解消法案 矢田わか子議員に声を届ける

日本では2021年通常国会に障害者差別解消法の改正法案が提出され、ようやく

民間事業者に過重な負担のない範囲で障がい者を支援する合理的配慮の義務化が盛り込まれました。例えば、店舗にスロープを設置することや、意思を伝え合うためにタブレット端末の利用を事業者に求めるものなどです。

電機連合はこの法案審議にあたって矢田わか子議員と連携し、加盟組合の要望を質疑に反映してもらいました。「デジタル化が進み、視覚障がい者が雇用の場で音声読み上げソフトを利用する機会が増えている。しかし対応できていないソフトがあり、障がい者の労働生産性を低下させている」とし、日本の対策強化を求めました。政府からは「障がい者の利便性向上につながる端末やサービスの開発助成を継続する」との答弁に留まり、この課題に関する回答は得られませんでした。今後の政府の助成策を注視していく必要があります。

具体的事象の改善を デジタル共生社会につなげる

法案は2021年5月28日に成立し、施行は公布から3年以内の予定です。政府が進める、誰一人取り残さないデジタル共生社会の実現に向けては、障がい者一人ひとりの具体的事象に向き合い改善していくことが不可欠です。

電機連合は2022年夏頃を目途に改定される基本方針への意見反映等を行い、政府が情報アクセシビリティに配慮したICT環境の整備に率先して取り組むよう引き続き求めていきます。